平成２５年（フ）第１８４号
兵庫県明石市東野町1918番地の３　富士荘
債務者　松本　政江
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
兵庫県明石市松が丘１丁目１番４―91号
債務者　鮫島　　敏
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２34棟206号
債務者　田中美智子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
兵庫県たつの市龍野町日山129番地２　ハイツ日山３－１、従前の住所兵庫県たつの市龍野町宮脇92番地１
債務者　中村　　満
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１２１号
富山市清水中町４番20―102号　さくらハイツ清水
債務者　弥田　孝一
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７６１号
大阪市西成区聖天下２丁目６番21号　ＣＲＩＣＥⅣ203
債務者　田原　一浩
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９９０号
大阪市西区本田１丁目８番15号　102
債務者　坪内美香こと　朴　　美香(旧姓大瀧)
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９９３号
大阪市住吉区我孫子西２丁目６番23―105号　田口方
債務者　今西　基勝
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１４８号
大阪市西淀川区福町２丁目23番15号
債務者　岩本　伸也
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４０４号
大阪市大正区平尾５丁目15番17―1003号、前住所大阪市大正区千島２丁目４番３―657号
債務者　城内　　斉
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５１７号
大阪市住吉区上住吉２丁目７番34号
債務者　河端　和枝
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５２３号
大阪府池田市鉢塚１丁目８番29―103号、前住所大阪府池田市畑４丁目８番７号
債務者　尾崎　　孝
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５０号
大阪市生野区巽北２丁目10番12号　パウゼ巽303
債務者　丸橋　夏実
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５７号
大阪市住吉区山之内１丁目24番26号
債務者　長濵　龍男
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３００号
千葉県野田市桜台164番地の８
債務者　門元　久代
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４４５号
千葉県松戸市稔台７丁目８番地の20　ルミエールⅡ203号
債務者　上谷年男こと　金　　年男
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４５２号
千葉県松戸市南花島４丁目66番地の１　第７泉マンション201号
債務者　田中　秀生
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部